

元石川小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月12日策定（平成30年1月31日改訂）

《いじめ防止に向けた学校の考え方》

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条より）

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② 元石川小学校のいじめ防止等に向けての基本理念

横浜市いじめ防止基本方針にもあるように、いじめは、どの集団どの学校どの子にも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害案件である。それゆえ、特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むべきものである。

私たち元石川小学校の教職員は、まず、いじめが起こらない学校風土づくり、学校での適切な人間関係の確立を日々の授業や学校生活の中で行っていく。また、いじめを見逃さないための教職員の研修やチェック体制の強化を行い、早期発見早期対応ができる学校を作っていく。さらに、保護者地域との信頼関係、関係機関との連携を強化し、児童一人ひとりが安心して豊かに生活できる学校、地域の体制を構築していくように努める。

《いじめ防止対策委員会の設置及び取り組み》

未然防止

- ・児童理解およびいじめ防止の職員研修
- ・いじめの起きにくい、いじめを許さない学級・学校風土づくり
- ・YP アセスメント活用

早期発見（いじめの芽をつむ手だて）

- ・校内で相談できる人間関係の構築
- ・いじめアンケートの実施（年2回）
- ・高学年面談の実施
- ・低中高ブロック別学年研究会

いじめ防止対策委員会

構成・・・管理職、教務主任、児童支援専任、児童指導部、養護教諭
（必要に応じスクールカウンセラー等の専門家の参加）
開催・・・毎月1回の定例会、場合によって臨時委員会を開催
（会議録は5年保存とする）

事案対処

- ・チーム対応の方針・役割分担
- ・聞き取り、事実確認
- ・情報共有
- ・保護者対応、他組織との連携などの体制の確認、実施
- ・いじめ認知の判断

取り組みの検証

- ・「いじめ認知」後の経過についての情報共有
- ・「いじめ解消」の判断
- ・「いじめ防止基本方針」の見直し

《いじめ防止及び早期発見・早期対応のための具体的な取り組み》

① いじめ未然防止への取り組み

- ・教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育、体験活動や言語活動の充実を図る。
(人権教育年間計画、道徳教育年間計画、児童指導年間計画、元石川小学校スタンダード等に基づく教育活動)
- ・校内重点研究を通して、わかる授業づくりを推進する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を生かした集団作り・授業づくりの充実を図る。
(YP アセスメント・支援検討会の実施：5月11月 授業づくりの研修：8月)
- ・児童運営委員会を中心とした子どもたちの主体的な取り組みを支援する。
- ・児童運営委員会の「あいさつ運動」の推進(年間を通して)
- ・児童及びその保護者に対する教育相談を行う体制を整える。
- ・インターネットによる情報モラル教育の推進をする。
- ・縦割り活動の充実を図る。

② いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
毎月の児童指導報告で各学年の様子について情報交換・情報共有を行う。また、児童支援専任による教室巡回など児童の様子についての情報収集を行う。
- ・いじめを含む学校生活に関する定期的なアンケート調査の実施(5月、11月)
- ・全市一斉のアンケートの実施(いじめ解決一斉キャンペーン：12月)
- ・アンケート結果をもとに児童との教育面談の実施(12月)

③ いじめに対する措置

- ・組織的な対応の徹底
いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
被害児童に対しては事情や心情を聴取し、その状態に合わせた継続的なケアを行い、加害児童に対しては、その人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、再発防止に向けての適切な指導・支援を継続的に行う。また、これらの対応については教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携
「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは直ちに警察に通報して、被害児童を守る。

④ 学校運営協議会の活用

- ・いじめに関する課題を保護者、地域の方と共有し地域ぐるみで解決する場としていく。
- ・校内アンケートの結果を報告し、ご意見をいただく。
- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設定し、ご意見をいただくとともに改善点についても、協議していく。

⑤ いじめ防止に向けての取り組みおよび教職員研修 年間計画

月	取組内容	☆印・・・教職員研修
4月	年間計画作成 スタンダードなど指導内容の確認、引継ぎ ☆校内研修（いじめの定義 YP 活用研修）	学校説明会で保護者に説明・周知
5月	YP アセスメント実施① いじめアンケート実施 ☆児童理解研修（特別支援教育研修）	家庭訪問
6月	YP アセスメントをもとにしたブロック学年研 ☆児童理解研修（各学年の実態と支援 情報共有）	
7月	☆児童理解研修（いじめ防止研修） 横浜子ども会議〈中学校ブロック〉	保護者面談 学家地連
8月	☆校内研修（危機管理演習 YP 活用研修）	
9月	横浜子ども会議をうけた校内の取組	
10月		
11月	YP アセスメント実施② YP アセスメントをもとにしたブロック学年研 人権週間の取組（福祉体験など） ☆児童理解研修（各学年の実態と支援 情報共有）	地区懇談会（小中ブロック児童参加）
12月	人権週間の取組（福祉体験など） いじめアンケート実施 （いじめ防止一斉キャンペーン） 面談（児童と担任）	保護者面談
1月		学家地連
2月		
3月	年間のふり返し、新年度への引継ぎ ☆児童理解研修	
通年	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

- ・自治会、民生委員、主任児童委員、学援隊等との連携を図り、地域での情報も取り上げていく。
- ・研修は必要に応じ、外部講師の派遣を要請する。

《重大事態への対処》

① 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

(いじめ防止対策推進法第28条第1項より)

② 重大事態の報告：重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

③ 重大事態の調査：「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

※「調査」とは、「事実関係を明確にする」ことで、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様だったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。

④ 児童・保護者への報告：いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

《いじめの解消》

○いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

○いじめの解消に至るまでの支援として次のような取り組みを行う。

○加害児童への指導

○指導の内容について家庭への連絡

○学校全体での情報共有および児童の見守り

○クラス全体への継続した指導や声かけ

・横浜プログラムの中のソーシャルトレーニングの実施をし、仲間づくりや他者理解についての指導を行う。

○被害児童への聞き取り、保護者への確認を行ったうえで、いじめ防止対策委員会で「いじめ解消」の判断を行う。

《いじめ防止対策の点検・見直し》

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組みなどの見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、元石川小学校いじめ防止基本方針の見直しを検討し、措置を講じる。